

## 令和6年度 農作業雇用標準賃金表

農作業労働の標準賃金について、笛吹市農業労働力対策協議会において、市の実情等を考慮の上、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

令和6年4月30日

農作業の種類		区 分		単 価(円)	備 考
果 樹	剪 定	一 日		<b>12,600</b>	労働時間: 一日8時間 午前8時～午後5時 賄いなし 休憩: 1時間
		時 給		<b>1,575</b>	
	誘引 つる伏	時 給		<b>1,044</b>	
	摘粒 摘果				
	袋掛				
	ジベ処理				
	収穫				
その他					
一 般	一般農作業	時 給	一般	<b>1,044</b>	
			高校生	<b>982</b>	
その他作業	病虫害防除	時 給		<b>3,400</b>	薬剤: 依頼者負担 機械燃料: 請負者負担 機械代: 別途 棚、資材、樹木処理別途
	畑耕うん 中耕	時 給		<b>3,075</b>	
	除 草	時 給		<b>3,150</b>	
共選出荷作業	6月～9月	特殊性があるため各共選場で決めてください			
直 売 所 関 係		時 給	一般	<b>1,035</b>	賄いなし
			高校生	<b>940</b>	
水 田	耕起代かき	10a		<b>17,500</b>	賄いなし 機械燃料: 請負者負担
	代かき	10a		<b>9,800</b>	
	機械田植え	10a		<b>10,100</b>	
	稲刈り	10a		<b>10,600</b>	
	脱穀	10a		<b>12,900</b>	

《補足》

協議会では、農繁期等で臨時的に雇用する場合、農業者の皆さんの目安にしてもらうため、毎年度、農作業雇用標準賃金を設定しています。本表は標準的な賃金を示すものであり、ほ場条件や作業条件を勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。当事者間で賃金を決める際の参考としてください。

笛吹市農業労働力対策協議会